○稲敷市生ごみ減量化機器等購入費等補助金交付要綱

平成１８年３月３１日

告示第１２号

（目的）

第１条　この告示は、稲敷市補助金等交付規則（平成１７年稲敷市規則第３５号。以下「規則」という。）に基づき、一般家庭から排出されるごみの減量化対策の一環として、生ごみ減量化機器又は生ごみ処理容器若しくは生ごみ土壌混合型処理容器（以下「生ごみ減量化機器等」という。）の購入者等（製作した者も含む。）に対して、その購入費等（製作材料費を含む。）の一部を予算の範囲内で補助することにより、ごみの減量化及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　生ごみ減量化機器　機械的に攪拌、加熱、送風等を行うことにより生ごみの水分を除去し、減量化又は堆肥化させ、かつ、臭気等の発散を防止する装備を備えている機器をいう。

(２)　生ごみ処理容器　土中の微生物又は特殊菌等の活動を利用することによって、生ごみを発酵分解して容量を減少又は堆肥化させ、かつ、臭気等の発散を防止する装備を備えている容器をいう。

(３)　生ごみ土壌混合型処理容器　土中の微生物の活動を利用することによって、生ごみを分解して容量を減少させ、かつ、臭気等の発散を防止する装備を備えている容器をいう。

（対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる対象者は、次の各号に該当する者とする。

(１)　市内に住所を有し、生ごみ減量化機器等を住所地に設置することができる者

(２)　生ごみ減量化機器等から出る物質を住所地内において処理することができる者

(３)　生ごみ減量化機器等を適切に維持管理ができ、ごみの減量化に協力的である者

(４)　同一世帯に市税の滞納者がいない者

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、次の各号に掲げる生ごみ減量化機器等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(１)　生ごみ減量化機器　購入額に２分の１を乗じて得た額（当該金額に１，０００円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、その額が３万円を超える場合には、３万円を限度とする。

(２)　生ごみ処理容器　購入額に２分の１を乗じて得た額（当該金額に１，０００円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、その額が５，０００円を超える場合は、５，０００円を限度とする。

(３)　生ごみ土壌混合型処理容器　購入額又は容器の製作に要する材料費の額に２分の１を乗じて得た額（当該金額に１，０００円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、その額が１万５，０００円を超える場合は、１万５，０００円を限度とする。

２　前項で定める補助金の交付は、１世帯当たり各１基までとする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ減量化機器等を購入等した日から１年以内に、規則第４条に基づき、生ごみ減量化機器等購入費等補助金交付申請書（様式第１号）及び次の各号に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(１)　領収書その他生ごみ減量化機器等を購入等したことを証する書類（購入者名、購入額、製作に要した資材名等の記載のあるもの）

(２)　生ごみ減量化機器等購入費等補助金請求書（様式第２号）

(３)　保証書、製造元、商品名及び機種番号等を確認できる書類

(４)　製作した場合においては、完成写真

２　前条第２項の規定にかかわらず、次条の規定により補助金の交付決定を受けた者が生ごみ減量化機器等を買い換え、又は、作り替える場合（当該交付決定の日から生ごみ減量化機器にあっては５年、生ごみ処理容器又は生ごみ土壌混合型処理容器にあっては３年を経過している場合に限る。）は、再度補助金の申請をすることができるものとする。

（交付の決定）

第６条　市長は、前条による申請を受けた場合は、規則第５条に基づき速やかにこれを審査し、生ごみ減量化機器等購入費等補助金交付決定（却下）通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第７条　前条の規定により交付決定通知を受けた者は、規則第１３条の規定にかかわらず、第５条に掲げる書類をもって、実績報告したものとする。

（補助金の額の確定）

第８条　市長は、規則第１４条の規定にかかわらず、第６条の補助金交付決定通知をもって、補助金確定通知をしたものとする。

（補助金の返還等）

第９条　市長は、規則第１６条及び第１７条に基づき、申請者が偽り又はその他の不正行為により補助金の交付を受けた場合は、当該補助金の全額又は一部を返還させることができる。

（委任）

第１０条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この告示は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年告示第２９号）

この告示は、平成１９年１０月１日から施行する。

附　則（平成２７年告示第１０号）

この告示は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（令和３年告示第５号）

この告示は、令和３年４月１日より施行する。

附　則（令和４年告示第６号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年告示第５７号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年告示第６１号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年告示第４３号）

この告示は、令和５年６月３０日から施行する。